

愛知県立東海樟風高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 本校の基本認識

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼしかねない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃から小さな兆候であっても見逃さないように努め、いじめを認知した場合は問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たり、最大限の対応を行う。

(2) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(3) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

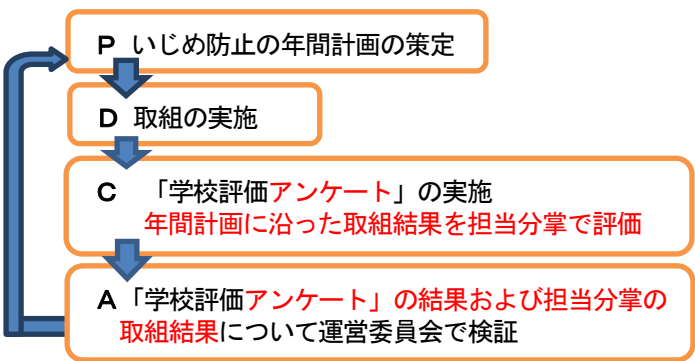
II いじめ防止等の対策について ～いじめを起こさないために～

(1) いじめ防止に向けた組織について

いじめ防止対策の立案・見直しは、生徒支援部・保健部教育相談担当が中心で行い、いじめ・不登校対策委員会により全職員に周知する。

いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことなく、組織として対応するために、本対策の年間計画を職員に周知し、学校全体で対策に取り組み、評価、検証していく。また、保護者や地域と連携をはかるため、本方針や校内活動を積極的に公開する。

(2) 具体的な取組および年間計画

	学校の方針	学校としての取組	年間計画
未然防止	ア いじめに対する共通理解を図り、生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する。	○全教職員に対して周知する。 ○生徒に具体的ないじめ事例を提示する。 ○道徳教育や人権教育の充実を図る。 ○体験活動や読書活動を推進し、社会性を養う。 ○ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を養う。	「いじめ・不登校対策委員会」（教育相談委員会）開催(4月) 本方針の職員への周知(4月) 本方針の公開(4月) オリエンテーション生徒心得説明(4月) 保健だより発行(毎月) いのちの講話(6月) 情報モラル講話(7月) 長期休業中の心得(7, 12, 3月) 人権講話(12月)
	イ いじめを生まないための指導に留意する。	○生徒理解に努める。 ○一人一人の生徒を大切に、発達支持的な授業づくりに努める。 ○教職員の不適切な指導により、いじめを助長することがないように細心の注意を払って指導に当たる。 ○生徒自らがいじめ等、生徒支援上の課題について考える取組を積極的に実施する。	面談週間(4, 9月) 公開授業(4, 5, 11月) 教育相談講話(6, 9月)
	ウ 自己有用感や自己肯定感を高める。	○クラスや部活動等で一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会の提供に努める。 ○体験活動を通して、社会に貢献しているとの思いが得られる機会の提供に努める。	生徒会行事(通年) インターンシップ(7月) 中学生向け一日体験入学・各種説明会・進学フェア(8月) 地域と連携した交通立哨(12月)
早期発見	ア 積極的にいじめの認知に努める。	○全教職員が、いじめの兆候を見逃さず、積極的にいじめの認知に努める。	生徒会行事(通年) 生徒職員協働交通安全指導(4, 5, 7, 9, 10, 12, 1月)
	イ アンケートを定期的に実施する。	○アンケートの質問項目や実施方法については適宜検討し、いじめの通報や生徒自らがいじめ等、生徒支援上の課題について考える取組の一助となるものとする。	学校生活アンケート(6, 1月) 学校評価アンケート(11月)
	ウ 教育相談の充実を図る。	○毎学期、学校外の相談窓口を周知する。 ○適宜、個人面談を実施する。	スクールカウンセラー来校日周知(4月) 相談窓口周知(毎学期) 面談週間(4, 9月) 教育相談講話(6, 9月)
点検検証見直し	各年度の取組については下の【PDCAサイクル図】により検証する。 【PDCAサイクル図】 		分掌・学年による取組評価(10, 2月) 学校評価(10, 2月) 学校評価アンケート(1月) ※全職員・全生徒に向け実施 「いじめ・不登校対策委員会」（教育相談委員会）開催(3月) 本方針の検証・見直し(3月)

Ⅲ いじめへの対処（事案発生時の対応）

～いじめが起きたら～

(1) いじめ対処のための組織について

ア「対応支援チーム」

《役割》

- ・いじめの兆候や懸念が見られたとき、生徒からの訴えがあったときの対応
- ・いじめ事案発生時の初期対応
- ・いじめ事案に関する生徒情報などの集約
- ・生徒への指導や支援を中心的に実施

《メンバー》

教頭、生徒支援主任、関係生徒の学年主任、関係生徒の担任、教育相談係
(事案の内容に応じ、養護教諭、部顧問、教科担当なども加わる)

イ「いじめ・不登校対策委員会」(教育相談委員会)

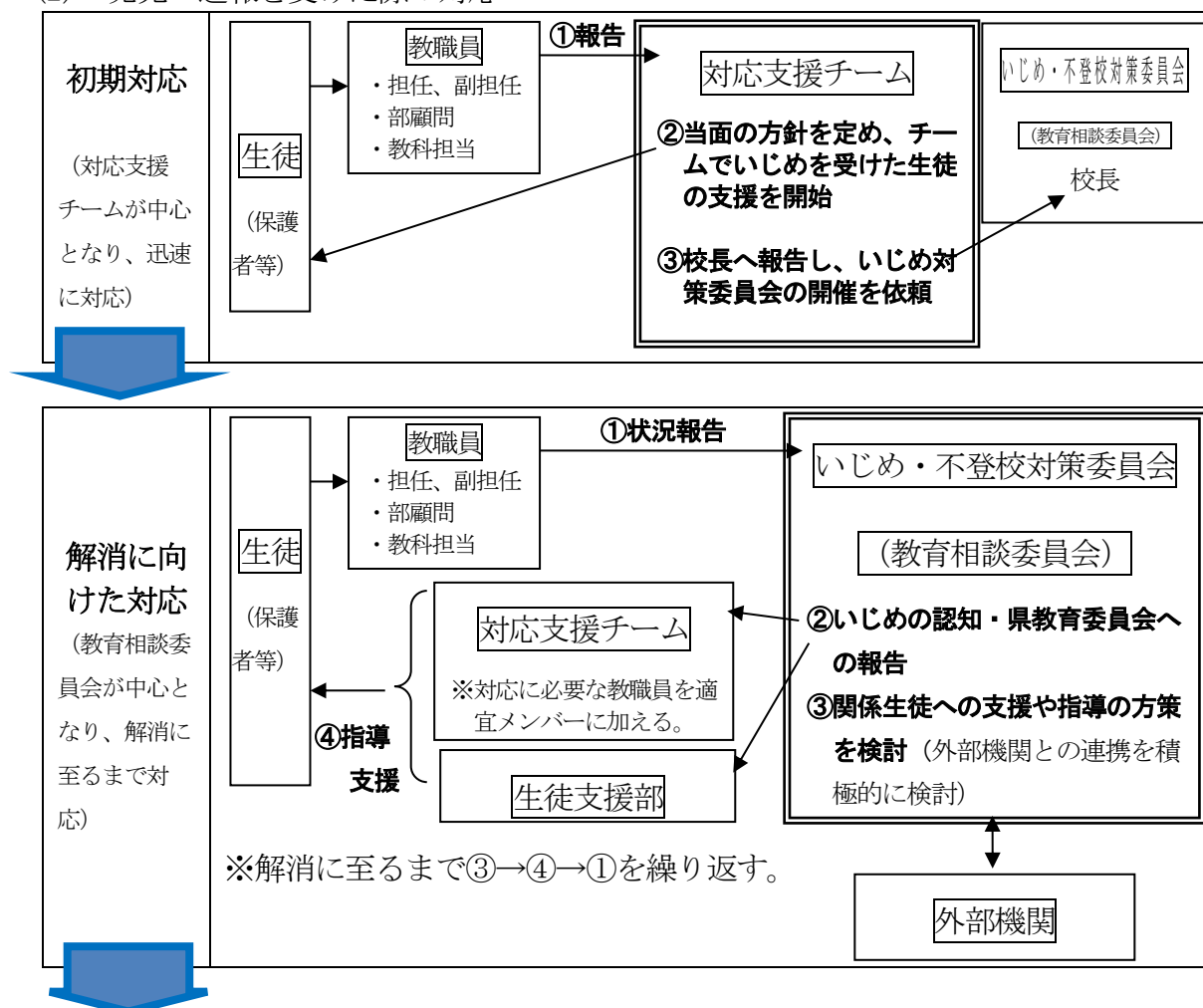
《役割》

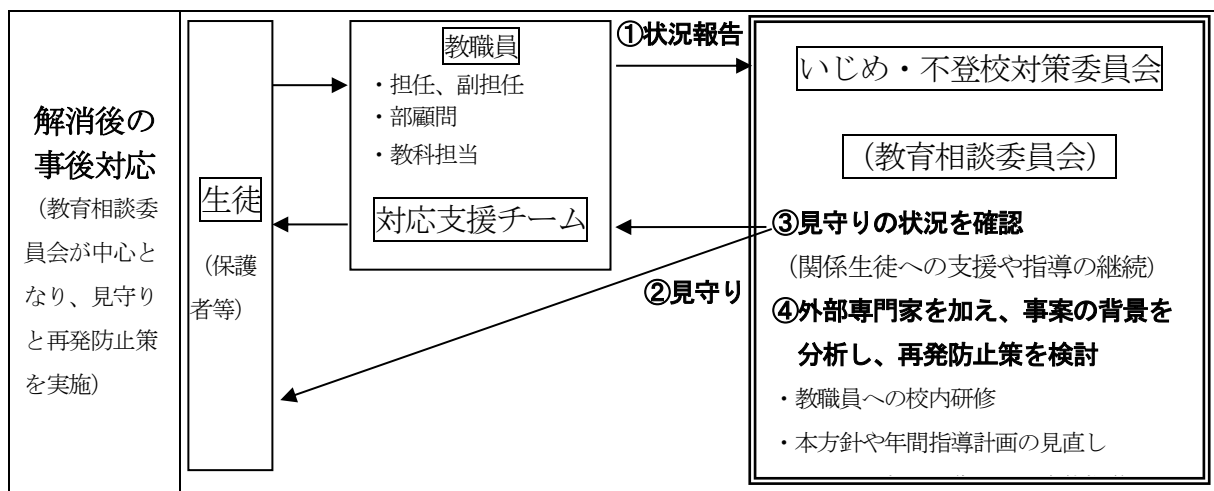
- ・いじめ防止対策の承認
- ・いじめ事案発生時、その解消に向けた対応
- ・「対応支援チーム」や関係先との連携
- ・生徒への指導や支援方策を検討

《メンバー》

校長、教頭、教務主任、生徒支援主任、保健主事、各学年主任、教育相談係、
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 発見・通報を受けた際の対応





(3) いじめられた生徒・保護者への対応

- ア 生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。
- イ 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。
- ウ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに生徒・保護者に伝える。
- エ 生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
- オ 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
- カ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を積極的に提案する。
- キ いじめた生徒との関係の改善を努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- ク インターネット上の誹謗中傷等については必要に応じ警察と連携し、適切に支援できるようにする。

(4) いじめた生徒・保護者への対応

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、事実関係の聞き取りなどを行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
- ウ 生徒の指導を行う際には、いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、双方の個人情報などに十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手生徒に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」の内容等により生徒支援委員会で検討する。
- エ 指導に当たっては、いじめた生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。
- オ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を提案する。
- カ いじめられた生徒との関係の改善を努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- キ インターネット上の行為については必要に応じ警察との連携への協力を促す。
- ク いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には必要に応じて警察に相談・通報する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。

イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分に配慮する。

ウ いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の措置をとる。

エ 当事者たちの関係の改善に向けて協力するよう促す。

オ インターネット上の行為については必要に応じ警察との連携への協力を促す。

IV 重大事態への対応

(1) 重大事態の要件（「いじめ防止対策推進法」第28条）

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 基本的な対応の手順

重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告し、その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。

平成26年 3月19日策定

令和 5年 6月15日改訂

令和 6年11月12日改訂

令和 7年 4月22日改訂